

『九重山記』の写真による全文

* 写真下の数字は二六一頁からの訳文の
行頭に付した番号と一致させている。

(弘藏佐久撮影)



九重山記

四時

國城出西郊北面而行幾七里許青山巖然

輝騰古今不寒不凋者九重山也昭穆重入

脚疊杉樹其高世上望碧落下垂金輪化氣

缺渴而益有早雲秀也張錦而暮雲霞共

為狀也擇衆山十南而帶列岳十北後跋重

十三巖主入於其不可據履懸十九前而充可

鮮紫臣重拱于臺公橫眉加嶺山也魯然四

時為變謂春則為翠也夏則為青也秋則為

赤也冬則為白也恰如處迷塵四面各現

色也其為白也宋古號曰春嶺

人王二代點靖天皇而視

十二所大明神故準九重之帝能以為山也

又南上中下宮者皆稱本湖河是皆瑞北都

13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14

55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37

76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56

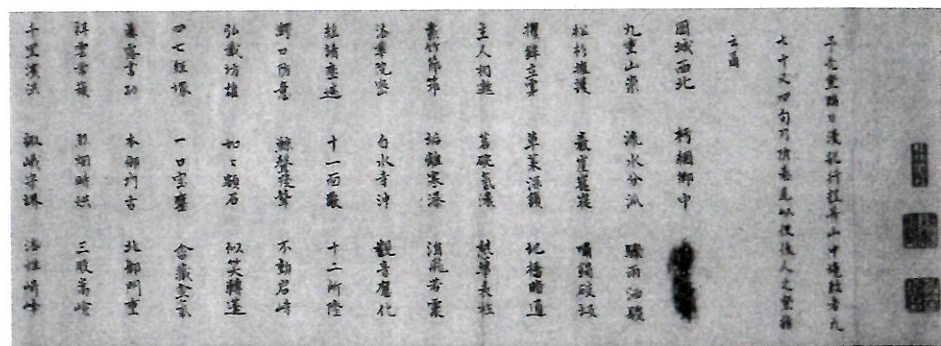
95 94 93 92 91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78 7

114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101 100 99 98 97 96

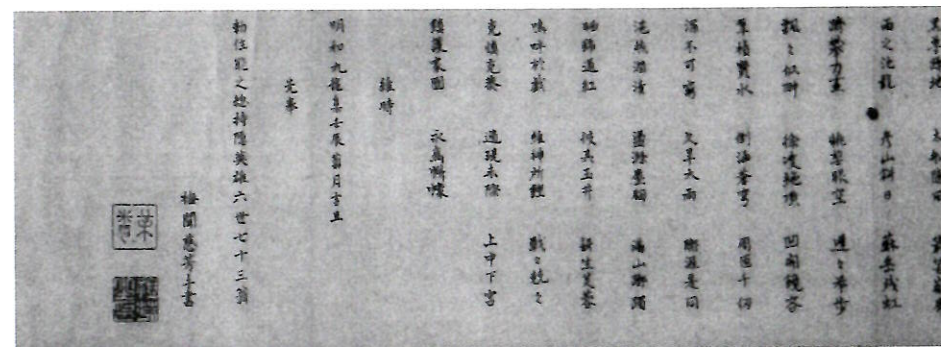
133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119 118 117 116 115

152 151 150 149 148 147 146 145 144 143 142 141 140 139 138 137 136 135 134

170 170 171 170 169 168 167 166 165 164 163 162 161 160 159 158 157 156 155 154 153



174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190



191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206

『九重山記』現代語訳編

155 岡城の郊外から北に向かつて七里(約二十ハキロ)行くと、一段と高くなって輝き聳える山がある。昔から今日まで欠けることも崩れることもない高山であり、これが九重山である。九重山は直入郡朽網郷に所属する。山頂は青空に聳え、下方は大地の底に根をおろしている。変化する大気のため氷結して、早くからびつしりとした雪が降り、常に層雲が群がったありさまである。

510 南面は衆山に接し、北面の後方一帯は列岳となつて三郡(直入、玖珠、肥後領)にどつしりとまたがっており、誰も動かすことはできない。九州を押しつけたように覆っており、仰ぎ見るべき山である。巨神も手をこまねき腕組みし如何することも出来ない。かの愚公(中国で古い時代に、自分の家の前の山を永い年月をかけて他所へ移そうと努力した人物)でさえ顔をしかめるに違いない。それに加えて山の四季の色は変化する。春は黒(野焼きの直後)、夏は青(植物の緑)、秋は赤(紅葉)、冬は白(雪)となる。そ

れは、あたかも須弥山(仏教で世界の中心にそびえるとされる山)の四面のそれぞれの色を現わすようである。

1021 「九重」の名は、古記を調べると「人王二代の綏靖天王をお祭り申しあげ、十二所大明神を祀る」と記されている。だから九重の帝郡に準じて山に名づけたものである。また上、中、下宮がある。本御門、北御門と称するものも、帝都を真似ている。寺は白水と号し、院は法華と名づけ、坊は弘藏と称する。これらも皆天台の古い霊場にちなんで付けた名である。また五か所の支院があつて、本院の翼となつている(註十五字略)。この創建ははるかに古く、その年代の詳細は定かでない。(註五行略)

2228 実にこの地は峻嶒(げんざう)で幽遠であり、俗人が容易に行かれない霊境域である。明応(註十八字略)御土御門天皇時代の(一四九二―一五〇〇年)の頃、朽網給主古莊下野守親光公が高い場所から眺めて、その退廃した様子を惜しみ嘆いて再建工事を起こした。ここで高閣層楼が建立され、燦然と光り輝くようになつて、そのありさまは一転して美しく変わった(註三行略)。ああ、その興廃は時勢の推移によるも

のである。

28 天正丙戌の年（十四年（一五八六））、薩摩の凶徒（嶋津義久の先將嶋津家久）が襲来して神社仏閣が一度に焼け焦土と化した。当山もまた兵火にあった。その後僧侶は茅庵を作り、しばらく住んでいた。30 34 その後およそ百年経って寛文年間（一六六一一―一六七三年）の初め、院主勝光院豪尊が峰入りして苦練修行すること四十八度に及んだ。その行動ははるかに群を抜きでいた。ある時発願して「昔から十二所大明神の本地（同一の仏が天竺では阿弥陀、日本では神として現われる）は、十一面観自在菩薩とされるので、大慈悲を願って面礼しよう」と決意した。35 38 そこで一百夜の間、午前二時に上宮に参拝し、頭を地にすりつけ丹誠をこめて祈った（本坊から距離十八町に及び、毎夜小石を一つ持ち、その度に敷石として證とする）。不思議なことに満願の夜、本御門に突然火が起り、烈しい焰が十二条空高く直立した。その時に十一面観自在菩薩が光を放ちつつ、焰の中に浮かぶように出現した。

38 45 豪尊は歡喜のあまり、思わず五百回ほども礼拝した。立ちあがって眼を開くと、何も変わつた

を造立した。村長竹下伊兵衛康次が協力して造営にあたり、次いで下宮（一丈八尺（約五・四メートル）四方）を建立した。その後、堂宇（寺院社）は荒廃して、今はただその古跡を残すのみである。

52 53 寛永壬申の年（九年（一六三二））、玖珠田野村の村人がしばしば境界について異議を申し立てて止まなかった。

54 60 この時《中川》久盛公（故内膳正）及び玖珠領主石川主殿頭が共に肥後熊本城を監護していた（この年六月徳川家光將軍が加藤忠広を改易し、十月に小倉城主細川忠利を熊本に移している。その間熊本城主は不在であった時の出来事である）。そこで院主勝光院豪尊と有氏村長竹下権左衛門が鰐口（社殿、仏殿の正面に吊す中空の大きな鈴で、参拝者が綱を振って鳴らす）の銘文の写しを熊本に持参し、境界の証拠とした。そこで境界が定まり、争いがなくなった（註三行略）。61 69 久盛公は帰国後、豪尊を召して会見を許した。おそらく境界を正しく定めた功を賞し、特に領地を与えようとした（故老は録高百石と伝える）。豪尊は辞退して「どうか一年中、領内を巡回して教化することを許されよ。これが行者の本志である」と願

ことはなく何も見えない。これは豪尊の信心の深さに菩薩が感応されてのことであろう。どうして信じないでおられようか。

豪尊はひそかに思う。「十二所大明神は、多分十一面観自在菩薩の化身であらう。一体の菩薩が宝冠して十一面を開かれているのは十二所大明神に応化《仏が衆生を救うため姿を変えて現われること》されたのであって、その本身を合わせると十二面となる。これが十二所となったわけである。然らば天王は、観音の応化身なのである。まことに小王身は衆生を済度《悟りの境にみちびくこと》する事が出来る者として、小王身を現わして説法をなすべきである」と。

45 48 豪尊は歡喜のあまり、京都から仏工を招いて十一面観自在菩薩と二大脇士の不動明王、毘沙門天を造立した。今《当時》の本堂の本尊がこれである。

48 52 慶長甲寅の年（十九年（一六一四））、二位坊長円は募金を集めて護摩堂（一丈八尺（約五・四メートル）四方）を造立した。これが中宮である（註九字略）。元和癸亥の年（九年（一六三三））、また寄付金を集めて上宮（一丈二尺（約三・六メートル）四方、註九字略）

いでした。久盛公は役人に命じて、家ごとに米一升を供出させ、さらに硫黄山を与え、山院の雑費に当てさせた。また命令して鰐口と大明神の鳥居の額を城中に秘蔵し、新たにこの二物を造らせ、それぞれをもとの位置に懸けさせた。現存《当時》するのがこれである（註三行略）。

70 76 寛永甲寅《甲申》の年（二十一年（一六四四）、原文甲寅は誤りで甲申が正しく、正保と改元）、久盛公は本郷板桐村の田地若干（録高五石）を永代寄進した。これを神へのお供物の費用として、その証状を手書した。それは「九重山大明神に豊後直入郡朽網の内板桐村における田地五石を寄付する。永代寄進する趣意は、武運長久、一家の榮華並びに息災安穩、寿福増長、子孫繁榮、諸人快樂の為である」と記してあった。この真筆は、宝物として本坊に秘蔵されている（第一章参照）。

76 78 慶安壬辰の年（五年（承応と改元、一六五二））、命じて大鐘を鑄造し、鐘樓を建てて懸けさせ、この銘は前碧雲乾門和尚に作らせた。これは今《当時》なお現存している。

78 81 延宝丁巳の年（五年（一六七七））、《中川》久

いる。「水護王岩」と刻まれており、勝光院豪尊が立てたものである。峯入り四十八度の事を略記してある。谷川の水が岩に融れて滝のようになっており、岩の前まで流れ、それを湛えて淵のようになっていいる。ここは修行僧が水垢離をする場所である。ああ豪尊の当山における功労は数えきれず、最中興の祖と称すべきである。

123 125 日はすでに黄昏となったので院に投宿した。谷川の水の音が夜になると、枕もとでちよろちよろと聞こえ趣が深い。どうして俗念が熟睡を妨げることがあるのか。この寺の名を清い水の意味の白水寺と付けたことは、誠にものごとくなことだ。そこで眠りにつく。

125 127 翌朝、院主は自分を案内した。百歩ばかり直上すると、古樹が鬱蒼と生い茂り、奇石が高く重なっている。院主が「これが中宮の古跡で、乙の護法の名がある」と言った。(本尊は弁財尊天で、尊像は千本坊に安置されている)。

127 132 また数歩行くと石が切り立っており、その高さは一丈(約三メートル)ほどあり、不動石という。また吹越護法、打越水神があり、どちらも石窟を廟

としている。また院の西南に千尋(約千八百メートル)の絶壁があり、天狗岩の名がある。これがいわゆる弘蔵坊である。すべて山中の要を鎮め守るために祀つてある。また泉水山麓(飯田高原から見える泉水山ではない)に額に似た石があり、その形は人の額を切つたように見える。

132 134 また上宮に行く路傍には、果して十二の経塚があつた。深く掌で石を探ると、文字ははつきりとしてそのままである。想うにまた十二所大明神に教法を施したものであろう。最も崇敬すべきことである。

134 137 そうしながら上宮に参詣する。十一面観自在菩薩と不動明王、毘沙門天の二大脇士の金の像が中空に輝いている。めでたい雲気が天地に合して仏法界に満ち満ちている。またそばに経堂の跡があり、一つの宝の甕(俗に銭瓶という)を埋めてある。

137 142 院主が「ここは正月二日、山の衆徒が集まり、国家安全、五穀成熟を祈禱する所である。そこに洗米をお供えすると、二羽の鳥が飛んできて米を啄んだ」と言った。さらに続けて院主は「この鳥は大明神のお使いである。山中にはただ一つがいの雌

雄が生息するのみである。毎春雛を育てているが、別に殖えることがない。これもまた不思議なことである」と言った。

142 146 そうこうして少しばかり首を回すと、その時に烈しい光が起つて、本御門が急に陰となつて翠の嵐が吹きまくり、今、北御門の方は明るくなつて晴れわたる。三股嶺(三俣山)の雲は雨が池に宿っている竜を起し、千里が浜の流れは田野の遊客を招く。諏峨守(越)は北境(直入郡・玖珠郡)を鎮め、法性崎(星生崎)は西藩(玖珠郡・直入郡、肥後領)を護る。その他遠望した景色など記述する暇がない。

146 149 また高く聳えた岩を百歩ほど登り、大きな谷を見おろすと水が全く無く、一回りは丸い形をしている。陰主は「この古い池は昔獵師が皮の履物(俗に津羅奴幾という)を池の中に投げこんで汚したところ、一夕にして忽ちに水が涸れてしまった(これが空地である)。一方今の池の水が満々と一杯になった(これが御池である)」と言った。

149 152 余は「自分がその地形を見ると、上の池は百歩ばかり高いところにあつて、神力がない限り、

どうして下の池から逆行することが出来ようか。しかもその間は障壁で隔てられており、滴る水が滲み漏れることが無いのは、実に神が穢れを忌み嫌う明らかな証拠である。最も不思議なこととしなければならぬ」と言った。

152 157 また衣の裾をかかざると登ると絶頂(中岳山頂であらう)に着く。すると凹地は霊池として開いている。広さはどれほどであらうか(世の伝えでは八町池という)。深さは計ることが出来ない。水を湛えて波も無く、あたかも一面が宝鏡のように開いている(参詣者が若し敬虔な気がないと、あるいは烈風が吹き、あるいは霧が発生して東西が判らなくなるといふ)。

戦々競々(戦々恐々)として恐れ慎まねばならない。その水際での水は、日照りが続いても減ることはなく、大雨でも増えない。実にいつも水量が変わらない一霊池なのである。

157 162 余が思うには、ここから東南に清泉が処どころに湧き出て沢や川となつて村々に流れ、百種もの播いた種子がよく生え育ち、五穀が実り、君臣がお互に仲よく楽しみ、一般の民衆が喜び楽しむことが出来るのは、皆霊池の恵みである。これぞ先人の

清公《山城守》は職務の余暇に山中をくまなく遊観した（註十字略）。公は大いに神異、靈異を感じたので帰城したあと、本堂（縦二丈四尺、横四丈五尺《それぞれ約七・二メートル、十三・五メートル》）を改造せしめた。

81 82 元禄己巳の年（二年《一六八九》、《中川》久恒公（佐渡守）は華表《鳥居》を改造せしめた。

82 85 正徳乙未の年（五年《一七一五》、《中川》久忠公（内膳守）は役人に命じ、有氏、柏木、長野三村から白金《銀》若干を借りて長生銭として施し、山院の窮乏を救わせた。ああ、このように歴代の中川藩主の護念の厚いことは誠にありがたいことである（註八字略）。

86 87 寛延辛未の年（四年《宝曆に改元、一七五二》、院中の何某らが協力して小鐘を鑄造し、本堂の前に懸け朝夕打ち鳴らし、僧侶に号令して進退を指図した。

87 91 宝曆己卯の年（九年《一七五九》、武藤氏庸（假名伊織）は靈地に参詣し、信仰・崇敬の念が増加した。そこで白侯（修理太夫久貞公）に建白して、石体十一面觀自在菩薩を彫刻して上宮に安置し、白銀

十両を頂き安座を修理して供養した（註二十字略）。
91 93 その後院中の何某が、不動・毘沙門の二脇士を造立した。その他多くの事物はそれぞれ記述する暇がないほどである。その境地の風致の主なもの、後に述べる通りである。

《ここまでは九重山の概説に始まり、古記録や勝光院から聞いたことを芳梅間がまとめた記事であり、第一部の前半を構成している。ここからあとは、九重山大明神・白水寺法華院の上宮に参詣した見聞記で第一部後半部を構成している》

94 99 今年の庚寅の年（明和七年、一七七〇）の夏、余は院主勝光院の招きに応じて初めて登山を企てた。その地は麓から直上すること二里《約八キロ》あまり、石の小径には雲が湧き（石原村）、谷川の水が彼方に流れている（泣別れの水）。ゆつくりと山に入ると山神社がある。雲のかかった樹が深く立ちこみ、森厳な感に打たれて神がおられるようである。数十歩行くと老松が数株天に向かって立っている。これを松の護法という。さらに数百歩進むと、老杉がありそ

の陰も暗く、石窟を深く覆い隠している。これを杉の護法という。

100 101 続いて九十九折りの深くて険しい坂道にかかる。これを鍋破《鍋割坂》という。あるいは天の川を渡るようであり、あるいは霧をつかむようである。肌に汗を流しながら登ると、木鉾が天を突いて立っている。これを鉾の峠《鉾立峠》という。

101 104 そこに院主《勝光院》が茶器をさげて迎えてくれた。しばらく休憩したあと、草を押し分けて数歩行くと二つの土橋がある。院主が「この橋は玖珠郡田野村の者が、たびたび境界争いをして、強いて田野橋と称したが、今は一二橋という」と語った。
104 106 そうこうしているうち鳥居の所に行くと、九重山大明神の額がかかっている。恐れ入って、身体を曲げ深くお辞儀をして礼拝した。

106 110 右を見るとはるかな原野である（足毛山）。土饅頭のようなものが七つある。近づいて見ると妙経《法華經》を石に写した経塚である。余は「それが多いことは珍しいことである」と言うと、院主は「この山中に同じようなものが二十八か所ある。みな妙経の一石一字の塚である」と言った（それは上宮に十

二、山王社に一、先住墓所に三、鐘樓堂畔に三、湯川上に二、足毛山に七の二十八箇所である。余は「これは法華經の二十八の品数になぞらえたものである。これを作るといふことは困難なことと言ふべきである」と言った。

111 116 また下宮の近くに古碑がある。細やかに苔を剥ぐと「大乘妙典《法華經》一千部読誦の供養塔」と刻まれていた。ああ、あるいは写経したり、あるいは読誦したりすることは、誠に偉大なことであるが、誰の功績であるかわからない。当山の院号は法華であるとは誠に故あることである。いわゆる功績を紙や竹に記録し、業績を百代の後に残すものである。然らば当山は、法華が深く広く信仰された靈地であり、もろもろの天上神を守護する所で、国家を鎮め護る大宝山である。だから深く信仰することができ、もつとも崇敬すべき山である。

116 118 また左方に老杉が数樹あり、雲に囲まれ勢いよく繁茂している。この中で特に大きな杉は神木とされ、そばに石廟がある。熊野三所権現の御霊を移して祀っており、これが下宮である。

118 122 また右手に鏡のような大きな石壁が立つて

残した恵みであり、実に神の賜物である。ああ、何と尊いことであろうか（註三行略）。

163 〳 164 それ、当山が靈妙であることや境致の奇観であることは、顧みるとこの通りすぐれている。まして《神社仏閣が》荒廢や復興の因果や、草創・守成にかかわった人々の功労は、これを記録にとどめないわけにはいかない。

164 〳 170 以前、院主貴学院（後に国院《一國院》と改める）が、前住職の勝光院の集めた記文およびその他の古記を持ってきた。その時、余は住職の仕事が繁忙であるからと言って、辞退した。それから今日まで数年経って、貴学院は死去され、現住職勝万院が父の遺志を継いで度々要請された。今度は固く辞退することも出来なかった。そこで旧記で繁雜なものは除き、粗略なものは補足して、所々には故老の伝承を入れて、このようにまとめた。後世の眼識ある方に、どうかこれを訂正されることを願うする。

171 〳 173 維時

明和七年庚寅の年《一七七〇》仲夏吉日の朝、龍泉

山英雄寺の隠居老人

芳梅聞、小庵南窓の下に於いて筆をすすぐ。
174 〳 201 この間は第二部を構成し、漢詩となつてい
る。前述したように、内容は第一部と重複するので
省略する。

202 〳 206 維時

明和九龍集壬辰《安永と改元、一七七二、龍集は年の
下に書く辞》

菊月吉日《陰曆九月の佳き朝》

先奉

勅住能之總持隱英雄六世七十三翁

梅聞慈芳手書

（松本僊夫）